

仙台市 市民協働事業提案制度 募集要項（自由提案型・テーマ設定型）

令和6年度 協働事業提案を募集します
（事業期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）

地域の課題について、みなさんの提案をもとに、仙台市との協働で解決に向けて取り組む制度です。団体（市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他団体）の専門性やネットワークを生かし、市とともに取り組むことで、地域のニーズに応えることが見込める事業提案を募集します。



○ 募集事業（詳細は1～6ページをご覧ください）

(1) 自由提案型：テーマや分野は問いません

(2) テーマ設定型：

- ① 「『災害記録共有アーカイブ』を活用した地域防災活動の活性化」
- ② 「地下鉄駅周辺のまちづくりに資する駅前の公共空間の利活用」
- ③ 「南小泉公園における子育てサービスの充実」
- ④ 「長町商店街エリアにおける賑わいと交流の拡大に向けた空き店舗等の活用」

※ 応募に際しては、「事前相談会」への参加、担当課との事前打ち合わせ（情報交換）が必要です。

○ 事前相談会（詳細は12ページをご覧ください）

事業提案に関する相談をお受けいたします。事業の概要がまとまり次第、ご参加ください。

○ 担当課との事前打ち合わせ（情報交換）（詳細は13ページをご覧ください）

提案内容について担当課と打ち合わせ・情報交換をしてください。

○ 事業提案書等 提出 締切 令和5年9月27日（水）

所定の事業提案書等を「市民協働推進課」までご提出ください。（メール・郵送・持参）

※募集説明会は開催せず、事前相談会等で個別に対応させていただきます。

<お問い合わせ先、事前相談会のお申込み先、事業提案書等のご提出先>

※事業提案書等はメール・持参・郵送のいずれかの方法でご提出ください。

様式等のダウンロード

仙台市 市民局 市民活躍推進部 市民協働推進課

はこちら →

仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎2階(アーバンネット勾当台ビル)

TEL:214-1089 / Eメール: sim004100@city.sendai.jp / FAX:211-5986



目 次

1 募集する事業	1
2 対象となる団体（応募資格）	8
3 事業費	9
4 事業提案から事業実施までの流れ	10
5 事業提案の応募方法	12
6 事業提案の採択方法	14
7 その他	15
8 Q&A	16

1 募集する事業

仙台市では、地域の課題について、団体（※対象となる団体については8ページをご覧ください）からの提案をもとに、市との協働で解決に向けて取り組むことを目的として、仙台市市民協働事業提案制度を設けております。

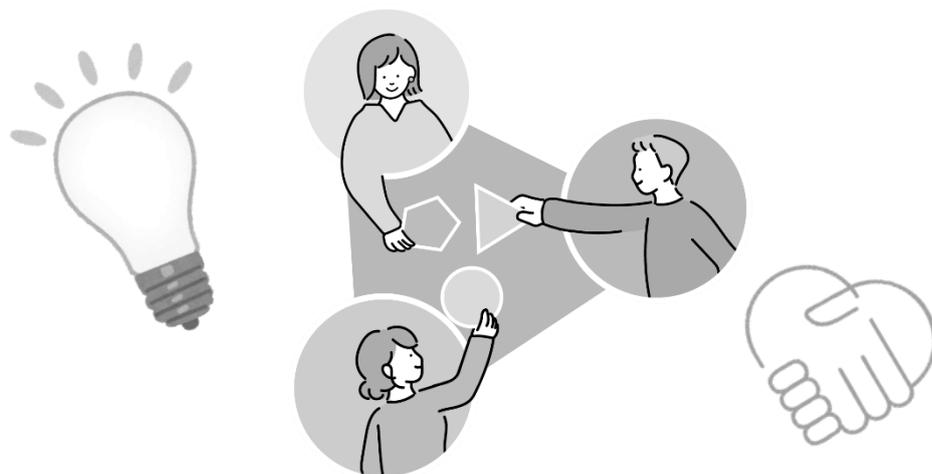
【基礎要件】

当制度で募集する事業は、次のすべての要件を満たす事業です。

- ① 公益的、社会貢献的な事業であり、地域の課題解決に資するもの
- ② 本市と提案団体が協働で行うことにより、具体的な効果・成果が期待できるもの
- ③ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できるもの
- ④ 先進性、先駆性、独自性がある取り組みであるもの
- ⑤ 事業計画及び予算の見積りが適正であるもの

また、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ① 営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 市の他の助成制度等で資金の提供を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの



(1) 事業提案に際しての留意点

- ・課題の把握を的確に行うとともに、事業目的を明確に設定し、課題解決が見込まれる事業内容となるように注意してください。
- ・協働を想定する市の担当課に対して期待する役割を具体的に考え、実現可能な事業スケジュールを立ててください。
- ・特に、課題の把握については、どのような地域課題を解決しようとしているのか、日頃の活動・アンケート調査等で把握しているニーズや市政情報等から得られる情報に基づいて、具体的に記入してください。

市の施策の方向性や概要は「仙台市基本計画（令和3年度～令和12年度）」「仙台市実施計画（令和3年度～令和5年度）」

(<https://www.city.sendai.jp/machizukuri-kakuka/shise/zaise/kekaku/sogo/index.html>) を参照してください。

(2) 自由提案型

① 募集する事業について

テーマや分野は問いませんが、基礎要件（1ページ参照）を満たす事業を募集します。

② 事業期間について

事業期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

ただし、翌年度（令和7年度）一年間に限り、事業継続が認められる場合があります。この場合についても改めて申請をしていただき、審査を経たうえで、事業の採択の可否を決定します。

(3) テーマ設定型

① 募集する事業について

市で設定する各テーマに合致し、かつ、実施にあたっての基礎要件（1ページ参照）を満たす事業を募集します。各テーマの詳細は3～6ページをご覧ください。

② 事業期間について

事業期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

ただし、翌年度（令和7年度）一年間に限り、事業継続が認められる場合があります。この場合についても改めて申請をしていただき、審査を経たうえで、事業の採択の可否を決定します。

① 「『災害記録共有アーカイブ』を活用した地域防災活動の活性化」

(1) 本市では、「音楽ホール」と「中心部震災メモリアル拠点」の複合施設整備を進めており、そのうち中心部震災メモリアル拠点については、「防災環境都市・仙台ならではの災害文化^{※1}の創造拠点」を目指し、その検討を進めています。

中心部震災メモリアル拠点オープンに先行し、個人・団体・企業等がそれぞれ保有する地震・津波、風水害等の災害に関連する写真や文書などを共有するためのウェブサイト「災害記録共有アーカイブ SORA（以下、「SORA^{※2}」）」を令和4年度に構築しました。

「SORA」は、新たな拠点における活用のみならず、地域防災活動や防災教育における活用を想定しているところですが、今後の利活用手法を検討するうえでは、行政の視点だけでなく、実際に地域などで活動されている方と協働して取り組むことが有効であり、また取り組みを通じ、地域防災力の向上やまちづくりにも寄与することができるものと考えております。

(2) そこで、「SORA」の効果的な利活用手法の検討や地域防災力の向上等を目的として、「SORA」を活用した地域防災活動の活性化に向けた取り組みに関する提案を募集します。

中長期的な取り組みも視野に、本市と連携して行える具体的な提案をお待ちしております。

※1 災害文化：災害は発生するものであるという認識に基づく考え方や行動のあり方、伝承の取り組み、防災・減災の具体策など、災害を乗り越えるための知恵や術を持った社会文化のことを指します。

※2 SORA：詳細は「8 Q&A」のQ16（18ページ）をご参照ください。

※設定テーマに関するお問い合わせは、
まちづくり政策局防災環境都市推進室 <TEL：214-1117>

※事業提案に際しては、「8 Q&A」（16ページ以降）及び下記も参考にしてください。

「(仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本構想」

<https://www.city.sendai.jp/shinsaifukko/hukugoushitsu/kentou/documents/kihonkousou-honpen.pdf>

②「地下鉄駅周辺のまちづくりに資する駅前の公共空間の利活用」

(1) 本市が進めている地下鉄沿線のまちづくりでは、市民、事業者、行政などの多様な主体との連携・協力により、地下鉄の利便性を生かした「賑わいが生み出される活力あるまちの創造」などを大きな方針に掲げており、公共空間を活用したエリアマネジメントによる取り組みなどを後押しすることで、地下鉄沿線の地域における良好な環境形成、新たな価値の創出や機能向上を図っていくこととしております。

現在、地下鉄駅周辺のいくつかの公共空間では、地域の方々との協働による組織的なまちづくり活動が行われています。一方、地下鉄沿線全体を俯瞰して見ると、地域の方々との協働の場としてさらなる利活用が期待できる公共空間は、まだ数多く存在しているものと考えております。

(2) そこで、以下の2地区における駅前の公共空間において、地域の方々との連携を図ったまちづくり活動を行うことを目的として、駅周辺の賑わい創出や駅の利便性・快適性の向上に資する利活用策の提案を募集します。

この取り組みで得られた成果は、今後、地域の方々との連携した、継続的なまちづくりにつなげていくための試金石としていきたいと考えております。それぞれの地域特性や資源を生かした柔軟な発想のご提案をお待ちしております。

地区	公共空間
旭ヶ丘駅・台原駅	台原森林公園の旭ヶ丘駅前広場や健康広場、台原駅側の入り口広場
八木山動物公園駅	地上階（バス・タクシー・一般車乗降場）の待合スペース

※提案の対象は上表の範囲内とし、任意に選択してください。（個所数は問いません。）

※設定テーマに関するお問い合わせは、

都市整備局市街地整備部地下鉄沿線まちづくり課 <TEL：214-8291>

※事業提案に際しては、「8 Q&A」（16ページ以降）及び下記も参考にして
ください。

「地下鉄沿線まちづくりの推進プラン」

地下鉄沿線の各地区において、沿線まちづくりが目指す将来のまちの姿とその実現に向けた取り組み施策を記載しています。

<https://www.city.sendai.jp/chikatetu-chose/ensen-plan.html>

（台原森林公園について）

南北線沿線まちづくりプラン【第2章 黒松・旭ヶ丘・台原駅周辺地区】

https://www.city.sendai.jp/chikatetu-chose/documents/nanbokusen-plan_honpen3_kuromatsu.pdf

(八木山動物公園駅前広場について)

東西線沿線まちづくりプラン【第2章 八木山動物公園地区】

https://www.city.sendai.jp/chikatetu-chose/documents/tozaisen-plan_honpen_yagiyama.pdf

③ 「南小泉公園における子育てサービスの充実」

(1) 近年、健康志向の高まりや環境にやさしい交通手段であることから、自転車は手軽な乗り物として様々な場面で利用されていますが、交通ルールやマナーの定着が不十分な現状であることから、普及啓発がより一層必要とされています。

本市においては、主に子どもたちが遊びを通じて、交通ルールやマナーを学ぶために、南小泉公園と三居沢公園の2つの交通公園が整備されています。本事業対象となる南小泉公園は、広場や各種遊具のほか、公道を模した園路や信号機・標識等が整備されており、自転車やゴーカートを借りて遊ぶことができます。令和4年度には年間約58,000人が訪れ、土日祝日には多くの利用者でにぎわっています。

その一方で、交通ルールやマナーを学ぶ講習会等のプログラムがほとんど開催されていない、一緒に来園した小さい弟や妹のためのおむつ替え・授乳設備や飲食施設等、子育てサービスが不足している、といった課題があります。

(2) そこで、利用者である市民の皆様の視点や柔軟な発想を生かし、交通公園という環境を生かした独自の交通ルールやマナーを学ぶ講習会の開催及び幅広い年齢層の子どもたちやその保護者が長時間利用できるサービスを提供するための事業提案を募集します。

この協働により得られた成果をもとに、民間事業者等と連携した今後の交通公園における管理運営手法を検討してまいりますので、みなさまからの提案をお待ちしております。

※設定テーマに関するお問い合わせは、
建設局百年の杜推進部公園管理課 <TEL：214-8357>

※事業提案に際しては、「8 Q&A」(16ページ以降)も参考にしてください。

④「長町商店街エリアにおける賑わいと交流の拡大に向けた空き店舗等の活用」

(1) 本市では、市南部の広域拠点と位置付けられている長町地区において、市民協働による歩いて楽しい街並みの形成を目指し取り組んでいます。長町地区では、あすと長町エリアや長町南エリアにおいて大型商業施設やイベント施設等を中心に賑わいが見られる一方で、JR長町駅西側の旧国道4号沿線を中心とした長町商店街エリアでは、両エリアの賑わいを十分に取り込んでいるとは言えず、空き店舗が散見されています。長町地区全体の活性化を図るためには、長町商店街エリアにおける賑わいの創出や、近隣エリアとの回遊性促進が不可欠だと考えております。

(2) そこで、長町商店街エリア（主に旧国道4号沿線）において、空き店舗やその軒先、空き地や駐車場等を活用した事業の提案を募集します。提案にあたっては、歩いて楽しい街並み形成の視点に沿った取り組みや、長町商店街への将来の出店にもつながるようなチャレンジショップ運営等、長町商店街エリアの魅力向上に資する事業を想定しております。特に、あすと長町を中心に増加している子育て世代や、近隣の高校生・大学生等をはじめ、若い世代にとって魅力的と感じてもらえる事業内容を希望します。

本市では、長町商店街エリア（旧国道4号沿線）の歩行者空間や沿道環境のあり方等について、地域関係者等と連携して方向性を導き出し、令和5年度に将来ビジョン案を作成します。令和6年度以降は、それを踏まえ、より具体的な街並みづくりの検討を進める予定であり、今回募集する空き店舗等の活用につきましても、本市と共通の方向性を持ちながら、連携して行える具体的な提案をお待ちしております。

※設定テーマに関するお問い合わせは、

太白区まちづくり推進部まちづくり推進課 <TEL：247-1111（内線6182）>

※事業提案に際しては、「8 Q&A」（16ページ以降）及び下記も参考にしてください。

「仙台市都市計画マスタープラン地域別構想 都心地区・泉中央地区・長町地区」
（第5章 長町地区）

https://www.city.sendai.jp/toshi-kekakuchose/kurashi/machi/kaihatsu/toshikekaku/aramashi/master_chiikibetu2022.html

(4) 過去数年の実施事業例 ※担当部署名は実施当時のもの

<令和5年度実施>

- ・「『新たな毎日に、公園を』～七北田公園常設飲食店運営とデータ分析～」
担当課：建設局公園管理課
- ・「インクルーシブカルチャースクール」
担当課：教育局生涯学習支援センター
- ・「データに基づいた高等学校等就学支援プログラムの開発と実践－生活保護受給世帯を中心に－」
担当課：泉区保護課
- ・「障害者のためのお金の勉強会」
担当課：健康福祉局障害企画課、市民局消費生活センター、教育局生涯学習支援センター
- ・「困難を抱えた若年女性の居場所確保・自立支援事業」
担当課：市民局男女共同参画課、こども若者局こども家庭保健課

<令和4年度実施>

- ・「中心部商店街でのスマートシティ実現に向けたデータ活用環境の整備と活用方法の検討」
担当課：まちづくり政策局まちのデジタル推進課、経済局商業・雇用支援課

<令和3年度実施>

- ・「SNSによる相談支援と地域の子どもの居場所づくりによる多様なアウトリーチ事業」
担当課：子供未来局子供家庭支援課
- ・「父親の家事・育児参加推進事業」
担当課：市民局男女共同参画課
- ・「肴町スモールエリアマネジメントに向けた社会実験 ～肴町公園を活用した都市の魅力向上と都市型コミュニティの醸成～」※令和2年度より継続
担当課：都市整備局都心まちづくり課、建設局公園課
- ・「『仙台を花の街に』計画」※令和2年度より継続
担当課：建設局百年の杜推進課、都市整備局都心まちづくり課

詳細やその他事業については、仙台市ホームページで確認できます。

<http://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/jisshijigyo/sedo/index.html>



2 対象となる団体（応募資格）

市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他団体であって、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 市内に事務所及び活動場所を有すること
- ② 5名以上の会員で組織していること
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、会員名簿を備えていること
- ④ 予算・決算を適正に行っていること
- ⑤ 原則として、1年以上継続して活動していること
- ⑥ 本制度による事業を遂行できる能力又は実績を有すること
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的に行っていること
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと（特定非営利活動法人に限る）
- ⑩ 仙台市において市税の未納がないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑪ 消費税及び地方消費税の未納のないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

※複数の団体が連携して組織した団体である場合、それぞれの構成団体においても⑧から⑫の要件を満たす必要があります。

3 事業費

(1) 経費負担

① 負担割合等

採択事業の経費は提案団体と市が双方で負担することとし、そのうち市の負担額については市の予算の範囲内で全体事業費の10分の9以内とし、かつ、1事業あたり300万円を限度とします。

<参考> 過去採択実績 令和5年度：5事業（自由提案型：2事業、テーマ設定型：3事業）

② 労力換算額の算入

提案団体の負担額には、自己資金のほか、事業に提供される無償の労力を提案団体の労力換算額として算入することができます。

例) 全体事業費200万円の場合

提案団体の負担額は20万円以上必要。自己資金が10万円のみの場合、無償の労力をその実態に応じ10万円以上計上することも可能です。

労力換算額とは、事業実施に必要な活動が無償で提供された場合、これを経費として換算するものです（1人1時間あたり500円として換算します）。

(2) 対象となる経費

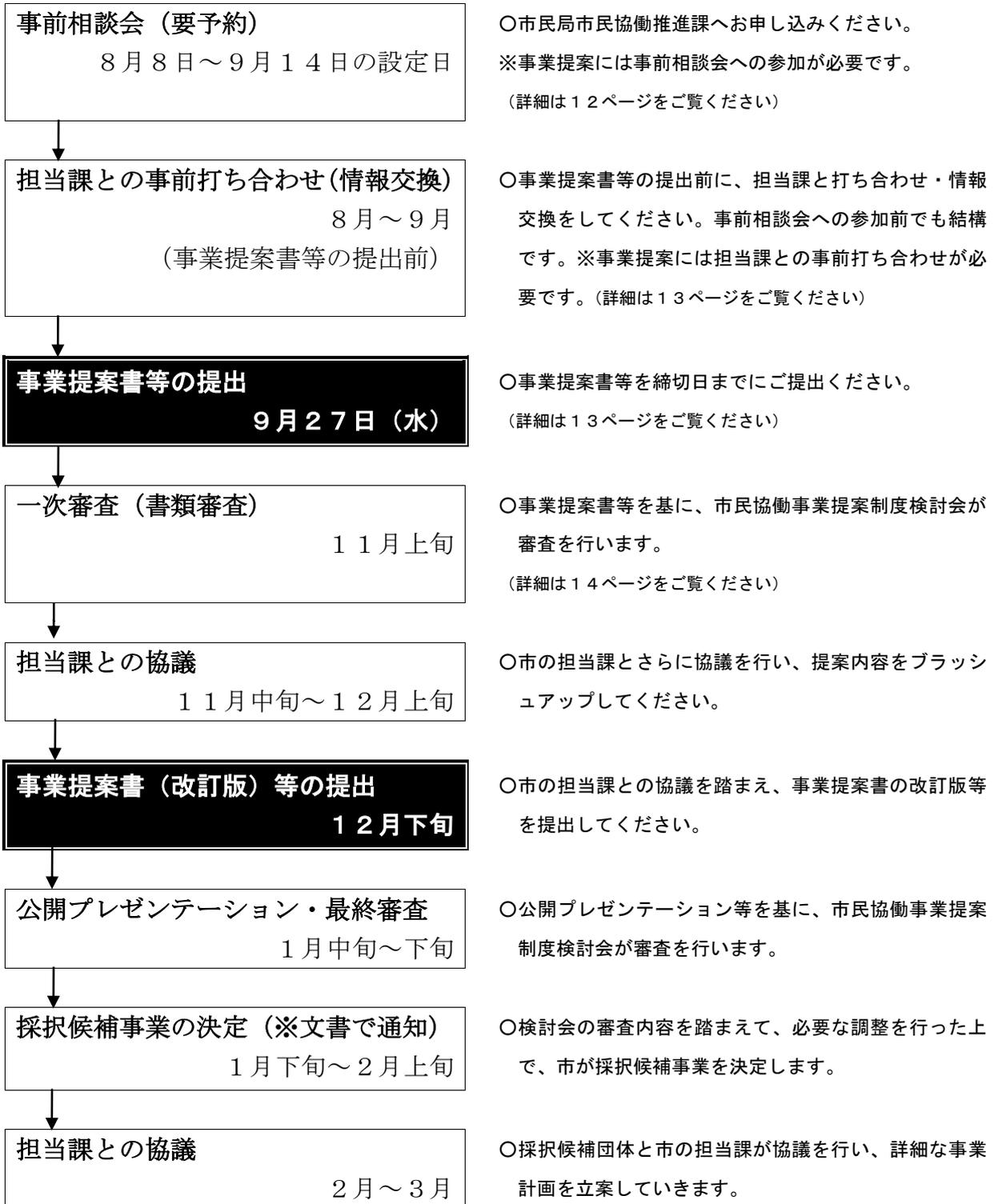
対象経費費目	例
人件費	提案事業実施にあたり直接的に要する人件費（積算の根拠（これまでの実績や独自の単価表など）を添付してください）
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など
旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費など
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など
消耗品費	文房具、コピー用紙など（税込2万円未満の物品等に限りです）
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信運搬費	切手代や宅配料など
(その他)	上記の他、市長が適当と認める経費

(3) 対象とならない経費

提案事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費、備品（税込2万円以上の物品）の購入費、団体内部の打ち合わせでの飲食費、被服費、その他提案事業に直接関わらない経費

4 事業提案から事業実施までの流れ

※今年度の募集説明会は開催せずに、個別の問合せ対応とさせていただきます。



- | | |
|--|--|
| ・ 協定締結
(令和6年4月) | : 令和6年度予算発効後、採択候補団体と市が協定を締結します。協定内容に基づき、市から事業実施負担金が支払われます。 |
| ・ 事業実施
(令和6年4月～) | : 事業実施にあたっては、団体と市担当課が互いの進捗状況を確認し、話し合いながら進めます。 |
| ・ 中間報告
(令和6年9月頃) | : 事業実施状況等について、中間期に団体から一般公開による報告を行います。 |
| ・ 事業実施報告書の提出
(令和7年3月末日または事業終了後7日以内のいずれかの早い日まで) | : 事業実施報告書や領収書の写し等を提出いただきます。報告をもとに市が交付対象となる経費を確認し、負担金額を確定します。 |
| ・ 事業報告・評価
(令和7年9月頃) | : 事業実施報告書等をもとに、事業の実施報告を公開で行い、団体・市ともに振り返り、評価を行います。 |

5 事業提案の応募方法

(1) 事前相談会への参加 ※事業提案には、事前相談会の参加が必要です。

市民活動サポートセンタースタッフと市民協働推進課（必要に応じて提案内容に係る担当課）の職員が事業提案に関する相談を受け付けます。事業の概要がまとまり次第、必ずご相談ください。

①日 時：下記表の○からお選びください。

	8/8	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/22	8/25	8/26
	火	月	火	水	木	金	火	金	土
午前（10時～12時）		○	○	○	○				
午後（14時～16時）	○				○	○	○	○	○
夜間（18時～20時）	○			○		○	○		

	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/5	9/6	9/11	9/14
	月	火	水	木	金	火	水	月	木
午前（10時～12時）			○	○	○		○		
午後（14時～16時）	○		○	○	○		○	○	○
夜間（18時～20時）	○	○				○		○	○

※最大1時間程度

②実施方法：対面またはオンライン（ZoomかWebex）で行います。

対面の場合の会場：仙台市市民活動サポートセンター

（仙台市青葉区一番町四丁目1番3号）

③申込方法：「相談予約票」に必要事項を記入のうえ、希望日の4日前（土日祝日を除く）までに、市民協働推進課へメール・持参・郵送のいずれかの方法でお申込みください。

※「相談予約票」は仙台市ホームページからダウンロードできます。

※やむを得ない事情により事前相談会に参加できない場合は、市民協働推進課までお問い合わせください。

＜事前相談会のお申込み先＞

仙台市 市民局 市民協働推進課（TEL：022-214-1089）

Eメール：sim004100@city.sendai.jp

(2) 担当課との事前打ち合わせ（情報交換）

※事業提案には、担当課との事前打ち合わせ（情報交換）が必要です。

事業提案書等の提出前に、提案内容について担当課と打ち合わせ・情報交換を必ず行ってください。事前相談会への参加前でも結構です。担当課が不明な場合は、市民協働推進課より紹介いたします。

(3) 事業提案書等の提出

事前相談会への参加、担当課との事前打ち合わせ（情報交換）の後に、以下の提出書類を市民協働推進課までご提出ください。

<提出書類>

- ①事業提案書（第1-1号様式）
- ②団体概要書（第2号様式）
- ③事業収支予算書（第3号様式）
- ④提案する団体に関する次の書類
 - ・定款、会則その他これらに類するものの写し
 - ・役員名簿及び会員名簿
 - ・前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
 - ・前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
 - ・団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）
 - ・市税納付状況調査申請書（第4号様式）又は
市税の滞納がないことの証明書（当該申告の義務を有する団体のみ）
 - ・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（当該申告の義務を有する団体のみ）
 - ・誓約書（第5号様式）

※各様式は市民局市民協働推進課（仙台市青葉区二日町1-23 アーバンネット 勾当台ビル2階）にて配布します。

また、仙台市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r6teianbosyu.html>



<提出締切> 令和5年9月27日（水）

<提出方法> **メール・郵送・持参**

※メール・郵送の場合は、受領確認メールをお送りいたします。締切日までに受領確認メールが届かない場合、または締切日にメール送信・郵送（当日消印有効）の場合は、必ず電話連絡をしてください。

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）受け付けます。

6 事業提案の採択方法

(1) 採択方法

市民協働事業提案制度検討会の審査結果を踏まえて、市が採択事業を決定します。審査は、一次審査（書類審査）と最終審査（公開プレゼンテーションを受けての審査）の2段階です。

<市民協働事業提案制度検討会>

学識経験者、市民活動実践者、関係団体職員、市職員で構成されています。提案の審査、事業の評価、制度運営への助言等を行います。

(2) 事業採択基準

一次審査、最終審査ともに、下記の基準で審査を行います。

① 課題の把握	・的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が明確に設定されているか。
② 協働の必要性	・市と協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか。
③ 事業効果	・事業内容が、課題の解決に十分に寄与するものであるか。
④ 実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか。
⑤ 持続性・発展性	・事業を実施することで、更なる取組が実施されるなどして、今後も含めた課題解決に寄与するか。

(3) 採択予定事業数

自由提案型：予算の範囲内とします

テーマ設定型：予算の範囲内で、1つのテーマにつき1事業とします

(4) その他

事業内容の詳細や事業期間、事業費については、市民協働事業提案制度検討会における意見も踏まえ、提案団体と協働を担当する課等が協議し、調整を行う場合があります。

7 その他

(1) 実施報告及び事業費の精算

事業終了後7日以内または令和7年3月31日のいずれかの早い日までに、以下の書類を提出して頂きます。提出された書類をもとに、市が事業費及び負担金額を確定します。負担金は概算払で交付しますので、事業終了後の精算手続きにより、確定した負担金額が概算払の額を下回る場合は、差額について市へ返金していただきます。

<提出書類>

- ①事業実施報告書（第6号様式）
- ②事業概要書（第7号様式）
- ③収支決算書（第8号様式）
- ④対象経費支出に関する領収書等の写し

事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、事前にその旨を届け出て、協議のうえ市の承認を受ける必要があります。この場合の経費の精算については、負担割合に応じ、協議のうえ決定することになります。

(2) 報告会の実施

令和6年9月頃に中間報告会、令和7年9月頃に事業報告会を行う予定です。事業の実施状況、成果等について報告いただきますので、必ず出席してください。

※本制度に関する詳細は、仙台市市民協働事業提案制度実施要綱をご覧ください。
(仙台市ホームページをご参照ください)

8 Q&A

募集事業について

Q 1 同一団体が複数の提案を行うことは可能か。

A 1 事業の実現性などの点から1団体1提案とします。

Q 2 基礎要件を満たしていれば、団体が地域課題把握を目的とする「調査」も募集対象となるのか。

A 2 基礎要件を満たした上で、事業効果を高めるために必要な地域課題の検証、調査を行うものであれば対象となります。(調査・検証のみの提案は不可)

対象となる団体について

Q 3 「原則として、1年以上継続して活動していること」が要件となっているが、当団体は任意団体として3年活動した後、NPO法人となり、法人設立から1年未満である。要件を満たしているか。

A 3 法人格の有無にかかわらず、団体としての活動期間が1年以上あれば要件を満たします。この場合、実際に1年以上活動されている実績が確認できる書類(任意団体の規約、事業報告書とNPO法人の定款、事業報告書など)を提出してください。

Q 4 個人での提案はできないのか。

A 4 市との協働事業を実施するにあたっては、事業規模などを考慮すると事業を行うには一定規模の組織体制が必要と考えますので、個人は対象外となります。

Q 5 複数の団体が連携して組織した団体（連携団体）として事業提案を行うことは可能か。また、その団体が1年以上継続して活動をしていない場合や、新たな団体としての法人格を未取得の場合も応募できるのか。

A 5 他団体と連携して事業提案を行うことは可能です。連携団体を構成する団体が1年以上継続して活動しているのであれば、連携団体の活動期間が1年未満であっても応募することができます。また、連携団体が法人格を未取得であっても、応募は可能です。

事前相談会について

Q 6 市民活動サポートセンタースタッフと市民協働推進課（必要に応じて提案内容に関係する担当課）の職員への相談は、事業提案書の提出前に行くのか。その際は団体が申し込みを行うのか。

A 6 市民活動サポートセンタースタッフと市民協働推進課（必要に応じて提案内容に関係する担当課）の職員への相談は、事業提案書の提出前に行います。提案内容をより具体的で実現性の高いものとするために、事前相談を必須としております。団体から市民局市民協働推進課に事前に申し込みをしてください。（詳細は12ページをご覧ください）

事業費等について

Q 7 「無償の労力の労力換算額」はどのような場合に計上できるのか。

A 7 自己資金が少ない(事業費総額の10分の1に満たない)場合でも事業提案が可能となるよう、労力換算額の計上を認めるものです。

Q 8 「無償の労力の労力換算額」を1時間あたり500円とするのはなぜか。

A 8 本制度では、事業費の10分の1以上の団体負担額が必要ですが、自己資金のほかに、事業に提供される「無償の労力」を、1人1時間当たり500円と換算して団体負担額に算入することができます。無償で提供された労力がいくらに相当するかは事業や活動の内容に応じて異なること、労働とはならない労力提供に対して謝礼を支払う慣行もあること、他都市における同様の制度などを考慮し、上記の換算額とみなしています。

また、事業の人件費についてですが、1人1時間当たり500円としなければならないという趣旨ではなく、雇用契約を締結して賃金を支払い、または、ボランティアスタッフに謝金等を実際に支払うのであれば、その額を事業費（支出）の中に計上していただくこととなります。

なお、この労力換算は、ボランティアスタッフ等から無償で提供される労働ではない活動を対象にしており、最低賃金の考え方とは関係がありません。

Q 9 民間からの助成金を自己資金に繰り入れて実施したいと考えているが、提案できるか。

A 9 積極的に民間の助成金をご活用ください。ただし、助成金によっては交付条件等で制約がある場合がありますので、確認の上、ご提案ください。なお、市の他の助成制度等で資金の提供を受けている事業はこの制度の対象とはなりません。

Q 10 事業対象経費でリース料は賃借料に含まれるのか。リース料に上限はあるのか。

A 1 0 リース料も賃借料に含まれます。上限は特にありません。

Q 1 1 事業費は事業前に支払われ、事業終了後に精算するというのか。

A 1 1 原則として、一度事業費をお支払いし、事業終了後に精算します。未使用分および事業経費として認められない分は、市へ返金していただきます。

Q 1 2 事業は4月からのスタートを想定しているが、準備経費として3月に支出する事業費を計上することは可能か。

A 1 2 支出経費は事業期間内（事業対象年度）に、実施・支払いが行われるものに限って計上できます。事業期間外に生じる経費については対象となりません。

Q 1 3 収入が発生した場合の取り扱いはどうなるか。

A 1 3 自己資金として事業費に充てていただいてもかまいません。ただし、支出合計額を収入合計額が上回り、収益となった場合は、団体と市の負担金額の割合に応じて精算に向けて協議していくことになります。また、本事業に対する寄付があった場合も同様です。詳細につきましてはご相談ください。

その他

Q 1 4 成果物を作成する場合、その帰属はどのようになるか。

A 1 4 事業実施にあたって、締結する協定において、成果物の帰属について規定し、必要に応じて細部について協議していくことになります。

Q 1 5 募集要項の随所に「地域」との記載があるが、この場合、「地域」の範囲はどの程度と考えているのか。

A 1 5 「地域」の範囲は行う事業によって異なります。【仙台市】全域を対象とする事業であれば「地域」は【仙台市】となりますし、各区や各町内会を対象とする事業であれば「地域」は各区や各町内会となります。

テーマ設定型①「『災害記録共有アーカイブ』を活用した地域防災活動の活性化」について

て

Q 1 6 「災害記録共有アーカイブ SORA（以下、「SORA」）」の詳細を教えてください。

A 1 6 「SORA」は、個人・団体・企業などが所有する災害に関する資料（写真・映像・文書等）を、「SORA」へ登録することにより誰もが共有し、災害への備えと防災力向上に資する取組に活用することを目的に構築しているものです。「SORA

A」では、地理情報と時間軸などによる資料検索を可能とし、過去から現在に至る災害に関する記録と地域の変遷を俯瞰することが可能です。

応募をご検討される場合、「SORA」を試用いただくことも可能ですので、ご希望の場合は防災環境都市推進室までお申し出ください。

Q 1 7 どのような事業であれば応募対象となるか。

A 1 7 「SORA」を活用した防災・減災に関する内容であれば、幅広く募集対象となります。特に教育機関や町内会などを対象とした事業実施が望ましいものと考えております。

例① 「SORA」を活用した防災ワークショップや災害履歴マップの作成

例② 地域団体と連携したデータ登録会と災害の歴史講座

テーマ設定型②「地下鉄駅周辺のまちづくりに資する駅前の公共空間の利活用」について

て

Q 1 8 どのような事業であれば応募対象となるか。

A 1 8 一過性のイベントではなく、駅周辺の賑わい創出や駅の利便性・快適性の向上に資する、地域の方々と連携した継続的な取り組みにつながる事業が対象となります。対象2地区それぞれの地域特性や資源を生かした柔軟な発想の提案を募集します。

Q 1 9 「エリアマネジメント」とは、どのような取り組みか。

A 1 9 住民・事業主・地権者などによる、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上するための主体的な取り組みを言います。

Q 2 0 本テーマにおける「地域の方々」の範囲はどの程度と考えているのか。

A 2 0 駅から半径約1km圏内の町内会や商店街、企業、まちづくり団体等を範囲として想定しています。

Q 2 1 対象箇所に工作物の設置を行うことも可能か。

A 2 1 公共空間の管理者（本市公園管理者及び道路管理者）と協議の上、対象箇所の管理運営に支障がないと判断される場合には可能とします。

Q 2 2 提案事業の実施にあたり、市の許可等は必要になるのか。

A 2 2 基本的に申請・許可等は必要になります。また、八木山動物公園駅前広場においては、交通管理者の許可等も必要になることがあります。

Q 2 3 2地区以外の公共空間の利活用は提案できないのか。

A 2 3 今回の提案制度のテーマとしては2地区に限定させていただいております。
それ以外の公共空間の利活用についてご希望があれば、地下鉄沿線まちづくり課に
ご相談ください。

テーマ設定型③「南小泉公園における子育てサービスの充実」について

Q 2 4 提案事業の実施にあたり、市の許可等は必要になるのか。

A 2 4 基本的に申請・許可等は必要になります。

Q 2 5 南小泉公園に工作物の設置を行うことも可能か。

A 2 5 担当課と協議の上、公園の管理運営に支障がないと判断される場合には可能
とします。

テーマ設定型④「長町商店街エリアにおける賑わいと交流の拡大に向けた空き店舗等の

活用」について

Q 2 6 空地等を一時的に利用した、イベントの1回の開催は応募対象となるか。

A 2 6 原則として、一過性のイベント開催ではなく、中長期的な視点も踏まえた継
続的な取組みを想定しております。(募集する事業の基礎要件は1ページをご覧ください)

Q 2 7 どのような事業であれば応募対象となるか。

A 2 7 主な例を以下にお示ししますが、これらに限らず、テーマに資する内容であ
れば幅広く応募対象となります。

例① 起業を考える方向けの、空き店舗を活用したチャレンジショップ事業

例② 魅力ある店舗の誘致事業

例③ 空地や空き店舗を活用した、定期的・日常的なイベント等の実施

例④ アトリエやクラフト工房など特徴のあるコンテンツによる空き店舗活用

例⑤ まち歩きスポット（拠点）の整備・運営

Q 2 8 事業場所となる空き店舗等の物件は、あっせんしてくれるのか。

A 2 8 現状では、あっせん可能な具体的物件はありません。空き店舗等の状況につ
いては、令和5年度中に現況調査を実施し、情報を一定程度整理したいと考えてい
ます。